



山形県公報

令和4年7月26日(火)
第324号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……733
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……734
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……735
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……736
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……737
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……738
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……739
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
う さ ぎ 森 薬 局 高 島 店	東置賜郡高島町福沢139番1	令和 4. 3. 1
横 山 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	寒河江市元町一丁目2番地の1	同 4. 1
す ず か ぜ 薬 局	米沢市花沢町2695番地1	同
ふ く ろ う 薬 局	米沢市窪田町窪田117番地19	同

みんなの薬局中山店	東村山郡中山町大字長崎1053番地3	同	4. 7
にじまる薬局	天童市芳賀タウン南六丁目1番47号	同	4.21
PFC JAPAN CLINIC 新庄 健康長寿医療センター	新庄市大字福田806番地	同	5. 1
みみ・はな・のど 芳賀タウンクリニック	天童市芳賀タウン南六丁目1番45号	同	
ひなデンタルクリニック	西村山郡河北町谷地中央二丁目6番12	同	
調剤薬局ツルハドラッグ酒田若原店	酒田市若原町4番10号	同	
いなげ内科呼吸器内科医院	東置賜郡川西町大字西大塚1401番地1	同	6. 1
置賜・整形外科 まつきクリニック	東置賜郡川西町大字西大塚1620番地4	同	
グレース薬局	寒河江市本町二丁目10番6号	同	
なないろ薬局	東置賜郡川西町大字西大塚1446番地10	同	

山形県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 アイン薬局三友堂病院前店
 米沢市中央六丁目1番223-1号
- 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
杏仁薬局	アイン薬局三友堂病院前店	令和4.5.1

山形県告示第610号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
横山耳鼻咽喉科医院	寒河江市元町一丁目2番地の1	令和4.3.31
ふくろう薬局	米沢市窪田町窪田117番地19	同 4.1
ひなデンタルクリニック	西村山郡河北町谷地中央二丁目6番12号	同 4.30

山形県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
いいでワゴー薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	西置賜郡飯豊町萩生4284番地7	令和4.4.12

山形県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人佐藤内科胃腸科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 訪問看護 介護予防訪問看護	東根市神町中央一丁目9番35号	令和4.1.26
訪問介護サービスいずみ	訪問介護	寒河江市字上河原241番地	同 3.31
まごころサービスさくらんぼ指定訪問介護事業所	訪問介護	寒河江市本町二丁目8番3号	同
短期入所療養介護事業所須田整形外科医院	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	上山市美咲町一丁目2番18号	同

尾花沢市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	尾花沢市新町三丁目2番5号	同
指定居宅介護支援事業所ひのき	居宅介護支援	西置賜郡白鷹町大字菖蒲104番地の1	同
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスセンターふきのとう	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	新庄市大字鳥越字駒場4519番2	同 4. 1
フ ラ ワ ー さ が え	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	寒河江市大字寒河江字小和田41番地5	同 4.30

山形県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
鈴 木 晴 香	からだ元気治療院山形中央店	山形市小白川町四丁目19番1号	令和 4. 7. 1
木 下 智 美	訪問マッサージKE i ROW天童ステーション 訪問マッサージKE i ROW新庄ステーション	天童市南町二丁目4番22号 新庄市大町5番2号	同

山形県告示第614号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60%」を「年0.70%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年6月20日から適用する。
- 令和4年6月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第615号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年6月20日から適用する。
- 2 令和4年6月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笠 原 正 明	最上郡最上町大字富沢1186番地27
同	笠 原 政 雄	同 1349番地 1
同	大 場 豊	同 1819番地
同	石 山 勝	同 1374番地
同	二 戸 正 志	同 1849番地
同	笠 原 佳 寛	同 1849番地10
同	大 場 健 吾	同 1822番地
監 事	石 山 重 雄	同 2161番地
同	岸 義 隆	同 1339番地
同	大 場 芳 二	同 1818番地

山形県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笠 原 正 明	最上郡最上町大字富沢1186番地27
同	岸 義 隆	同 1339番地
同	奥 山 勝 明	同 1840番地

同	石山勝	同	1374番地
同	石山喜仁	同	1359番地2
同	岸泰則	同	1820番地
同	石山孝幸	同	1884番地2
同	三部敏幸	同	本城959番地1
監事	高橋順一	同	富沢1815番地
同	佐藤純一	同	1888番地
同	岸善一	同	577番地

山形県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日
令和4年4月11日

山形県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営御影地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営御影地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年7月26日から同年8月24日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起

することができない。

山形県告示第620号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
上山市	1者	上山市宮脇字監物前86番
最上町	1者	最上郡最上町大字黒沢字前ノ沢579番2ほか3筆
白鷹町	1者	西置賜郡白鷹町大字畔藤字上越田10142番ほか32筆

2 認可年月日

令和4年7月14日

山形県告示第621号

次の開発行為は、完了した。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和4年3月10日 指令村総建第294号

2 開発区域に含まれる地域の名称

第一工区

寒河江市大字島字島南802番1、802番2、803番1、803番2、804番1、804番2、804番3、783番1地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社 代表取締役 菊地 廣昭

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	平方メートル 60.3	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同	同	3DK	74.0	1	一般用	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		単身可
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		同
同	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200		
同	同	3DK	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		単身可
同	同	同	74.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		
同	同	同	61.0	1	同	20,900	24,200	27,600	31,200	35,600	41,100		単身可
同	同	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	20,900	24,200	27,600	31,200	35,600	41,100		
同	同	3DK	75.6	1	一般用	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		同
同	同	同	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		
同	同	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		単身可
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同	同	同	58.0	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700		単身可

同 2号	同 2-95	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,000	28,200	32,300	37,200	
同 中田第1ア パー1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	单身可
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	单身可
同 相生アパー 1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 2号	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	单身可
同 桜木アパー 1号	同 南陽市三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパー 1号	同 宮内352 -3	2DK	57.2	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,100	单身可
同 糠野目アパ 1号	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3DK	51.2	3	一般用	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同	同	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	单身可
同 大町アパー 1号	同 高島695- 12	同	58.0	4	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同
同	同	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	

同 糠野目第2 アパート	同 2	同 福沢南21-	同	62.6	3	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同		同	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	单身可
同 館之北アパ ート	同 1	同 川西町 大字中小松3017	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	同
同		同	2DK	53.3	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100	同
同		同	3DK	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年8月1日から同月5日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和4年8月5日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年10月上旬

発行年月日	県公報 番 号	ページ	正 誤		
			行	誤	
令和 4. 7. 15	第321号	690	9	山形市	東村山郡山辺町
同	同	同	13	山形市	東村山郡山辺町
同	同	691	20	山形市	東村山郡山辺町